

(仮称)阿武風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する町長意見

1 はじめに

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、床並山から白須山にかけての尾根筋に、最大で13基、最大出力約54,600kwの風力発電所を設置するものである。

また、本事業は恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化防止や地球環境の保全を図っていく上で、再生可能エネルギーを推進することは望ましいものである。

しかしながら、当町は極めて閑寂な土地であり、事業実施想定区域には自然が広がり、その周辺には住居もあることから、環境への影響も懸念される。

事業者には、この環境影響評価の手続きにおいて述べられた意見を尊重し、事業計画に反映するとともに、環境への影響を可能な限り、回避、低減することにより、地域住民の懸念を払拭することを求めるものである。

2 全般的事項

今後の事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）の決定に反映すること。

また、方法書においては、配置等を可能な範囲において明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載し、風力発電設備に関する国内外の環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めるとともに、本事業の実施に関しては、土地所有者及び地域住民等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、十分な理解を得るように努めること。

なお、下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

3 個別事項

(1) 騒音及び低周波音等

事業想定区域の周辺に住居が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、住民の健康に影響を与えないよう、騒音、低周波音、振動、風車の影及び反射光等による影響を回避、低減するよう配慮すること。

(2) 河川

事業実施想定区域は床並山から白須山の山頂の尾根筋に広がり、区域内に複数の河川等が存在しているため、森林を伐採し、風力発電設備の設置する工事を行う過程で土砂や濁水が流出し、河川等の水量や水質に影響を及ぼす懸念があることから、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、河川等への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。また、地下水の影響にも配慮すること。

(3) 動植物及び生態系

- ① 風力発電事業の工事で発生する土砂や濁水による動植物（海域に生息する動植物を含む。）及び生態系への影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、動植物（海域に生息する動植物を含む。）及び生態系への影響を回避・低減するよう配慮すること。
- ② 事業実施想定区域及びその周辺は、オオワシ、クマタカ、サシバ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家の指導及び助言を受けた上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- ③ 当町には県レッドリストに記載されているミヤマウメモドキ群落のように希少な植物があることから、現地調査を通じて、国や県のレッドデータブックに記載されているような希少な野生動植物が生息していることが判明した場合、その個体群と生息・生育環境の保全のため十分な措置を講じること。

(4) 景観

阿武町は海岸部が北長門海岸国定公園に指定されており、また、町全域が萩ジオパークのエリアである。風力発電設備が視認されることによって、圧迫感が生じることのないよう、設備の形状、色、配置については、十分に検討を行い、景観への影響を可能な限り回避、低減するよう配慮すること。

(5) 地形及び地質

事業実施想定区域及びその周辺に奈古断層がある可能性があることから、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、最新の文献調査、専門家からの意見聴取や地質調査を行い地盤の状況を把握するとともに、その結果を考慮すること。

(6) 文化財

調査及び工事中に遺跡・遺物が発見された場合は、速やかに町教育委員会へ届け出ること。

(7) 電波障害

事業実施想定区域及びその周辺には、防災行政無線施設が整備されており、全戸に個別受信機が整備されていることから、電波障害を引き起こすことがないよう、専門家の指導及び助言を受けた上で、風力発電設備の配置等を検討すること。

また、放送電波施設、携帯電波施設等についても同様に配慮すること。

(8) 廃棄物

建設工事や維持管理に伴って発生する廃棄物の処理については、周辺の環境に影響を及ぼすことのないよう確実に処理すること。

(9) 自然災害

事業実施想定区域においても、想定を超える豪雨や暴風により、風力発電設備の倒壊等、極めて危険な事態が起こる可能性もあるため、台風、豪雨、落雷等の自然災害に対する安全対策については、有識者及び専門家に意見を求めるなど十分な調査、予測を行うこと。

(10) 事業期間

事業期間が20年と長期に渡るため、経営状況により事業継続が困難になった場合や事業期間の終了後における施設の撤去や撤去後の環境影響等については、あらかじめ対策を講じておくこと。

また、騒音、振動及び低周波音等が健康に与える影響については、十分に解明されていないため、風力発電設備の設置後においても継続的な調査を実施するとともに、作業道路についても適切な維持管理を実施すること。

(11) 住民理解

地域住民等に対して、積極的かつ分かりやすい情報提供を行うとともに、今後、事業計画が具体的になっていく環境影響評価方法書以降の手続きでは、住民説明会で丁寧な説明を行い、住民の不安を取り除くとともに、十分な理解を得るように努めること。

(12) その他

作業道等の工事や維持管理については、優先的に地元企業等に発注することで地域活性化に努めること。